

玉川村地域防災計画

【資料編】

令和4年3月

玉川村防災会議

目次

[資料]

(村の概況及び災害の履歴)	3
資料1-1-1 主な山岳.....	3
資料1-1-2 主な河川.....	3
資料1-1-3 災害の履歴.....	3
(条例等)	5
資料1-2-1 玉川村防災会議条例.....	5
資料1-2-2 玉川村防災会議委員名簿.....	7
資料1-2-3 玉川村災害対策本部条例.....	8
資料1-2-4 村営住宅条例.....	9
(防災体制)	11
資料1-3-1 玉川村災害対策本部組織.....	11
資料1-3-2 配備編成計画.....	22
資料1-3-3 自主防災組織の状況.....	23
資料1-3-4 奉仕団体組織表.....	23
資料1-3-5 時系列行動計画.....	24
資料1-3-6 災害応援協定等.....	26
資料1-3-7 市町村消防相互応援協定の状況.....	28
(通信関係)	29
資料1-4-1 専用通信施設及びアマチュア無線局の設置場所調べ.....	29
資料1-4-2 災害時有線電話.....	29
(災害危険箇所等)	30
資料1-5-1 地すべり防止区域.....	30
資料1-5-2 地すべり危険箇所.....	30
資料1-5-3 土石流危険溪流.....	30
資料1-5-4 急傾斜地崩壊危険箇所.....	31
資料1-5-5 山腹崩壊危険箇所.....	31
資料1-5-6 崩壊土砂流出危険地区.....	31
資料1-5-7 砂防指定地.....	31
資料1-5-8 土石流危険標識.....	32
資料1-5-9 急傾斜地崩壊危険箇所標識.....	32
資料1-5-10 急傾斜地崩壊危険箇所標柱.....	32

(消防・水防関係)	33
資料1-6-1 消防団の状況.....	33
資料1-6-2 消防施設及び消防団団員等の現有勢力.....	34
資料1-6-3 重要水防区域.....	34
資料1-6-4 ため池箇所.....	35
資料1-6-5 水位観測所及び雨量観測所一覧(村内)	35
資料1-6-6 水防倉庫備蓄資機材一覧.....	36
資料1-6-7 調達可能水防資材調書.....	36
(自衛隊派遣・緊急輸送)	37
資料1-7-1 自衛隊派遣要請連絡先.....	37
資料1-7-2 隊員宿舎及びヘリポート調.....	37
資料1-7-3 村所有車両調べ.....	38
(避難・救援対策)	39
資料1-8-1 避難情報発令の判断基準.....	39
資料1-8-2 指定緊急避難場所及び指定避難所.....	43
資料1-8-3 物資の集積・保管場所調.....	44
資料1-8-4 炊き出し実施場所調べ.....	44
(医療(助産)救護・防疫)	45
資料1-9-1 災害拠点病院.....	45
資料1-9-2 村内医療機関.....	45
(文化財)	46
資料1-10-1 文化財.....	46
(その他)	48
資料1-11-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等.....	48
[様式等]	
(警備活動及び交通規制措置)	59
資料2-1-1 緊急通行車両・規制除外車両事前届出の申請手続き.....	59
(災害情報の収集伝達)	63
資料2-2-1 被害状況報告書.....	63
資料2-2-2 被害状況報告書(福島県)	69
資料2-2-3 被害状況報告記入要領.....	71
(避難)	75
資料2-3-1 避難状況調.....	75

資料 2-3-2	避難所収容者名簿.....	75
資料 2-3-3	避難所収容台帳.....	75
資料 2-3-4	避難所用品物品受払簿.....	76
資料 2-3-5	避難所設置及び収容状況.....	76
資料 2-3-6	避難所開設用施設及び器物借用簿.....	76
(救助・救急)	77
資料 2-4-1	罹災者救出状況記録簿及び修繕簿.....	77
資料 2-4-2	罹災者救出用機械器具修繕簿.....	77
資料 2-4-3	罹災者救出用機械器具燃料受払簿.....	77
資料 2-4-4	救出用車両調達調書.....	77
(医療（助産）救護)	78
資料 2-5-1	救護班編成及び活動記録簿.....	78
資料 2-5-2	救護班出動編成表.....	78
資料 2-5-3	救護班診療記録簿.....	79
資料 2-5-4	救護班医薬品衛生材料使用簿.....	79
資料 2-5-5	医薬品衛生材料受払簿.....	79
資料 2-5-6	病院診療所医療実施状況.....	80
資料 2-5-7	助産台帳.....	80
(防疫及び保健衛生)	81
資料 2-6-1	被害状況報告書.....	81
資料 2-6-2	地区別被害調査票.....	81
資料 2-6-3	防疫活動状況報告書.....	82
資料 2-6-4	ねずみ族・昆虫等の駆除申請手続き.....	83
資料 2-6-5	災害防疫業務完了報告書.....	84
資料 2-6-6	災害防疫調査指導票.....	85
(救援物資の配分等)	86
資料 2-7-1	飲料水供給記録簿.....	86
資料 2-7-2	給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿.....	86
資料 2-7-3	給水用機械器具修繕簿.....	86
資料 2-7-4	炊き出し給与簿.....	87
資料 2-7-5	食糧現品給与簿.....	87
資料 2-7-6	炊き出しその他による食品給与物品受払簿.....	87
資料 2-7-7	炊き出し用物品借用簿.....	88
資料 2-7-8	救助物資受払簿.....	88
資料 2-7-9	救助物資引継書.....	88
資料 2-7-10	世帯構成員別被害状況調.....	89
資料 2-7-11	救助物資購入（配分）計画表.....	89

(応急仮設住宅及び住宅応急修理)	90
資料 2-8-1 応急仮設住宅入居該当者調.....	90
資料 2-8-2 応急仮設住宅該当対象者選定調書.....	90
資料 2-8-3 応急仮設住宅修理記録簿.....	91
資料 2-8-4 応急仮設住宅入居者台帳.....	91
資料 2-8-5 応急住宅修理該当者調.....	91
資料 2-8-6 応急住宅修理施工対象者選定調書.....	92
(遺体の捜索、処理等)	93
資料 2-9-1 遺体捜索状況記録簿.....	93
資料 2-9-2 遺体捜索用機械器具燃料受払簿.....	93
資料 2-9-3 遺体捜索用機械器具修繕簿.....	93
資料 2-9-4 遺体処理台帳.....	93
資料 2-9-5 埋葬台帳.....	93
(障害物除去)	94
資料 2-10-1 障害物除去該当者調.....	94
資料 2-10-2 障害物除去該当者選考調書.....	94
資料 2-10-3 障害物除去の実施状況記録簿.....	94
(文教関係)	95
資料 2-11-1 被災教科書調及び教科書学用品交付簿.....	95
資料 2-11-2 学用品購入（配分）計画書.....	95
資料 2-11-3 学用品受払簿.....	95
資料 2-11-4 教科書購入（配分）計画書.....	96
(水防関係)	97
資料 2-12-1 公用負担権限証明書.....	97
資料 2-11-2 公用負担命令票.....	97
(自衛隊災害派遣)	98
資料 2-12-1 自衛隊の災害派遣要請（依頼）.....	98
資料 2-12-2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請（依頼）.....	99

[資 料]

(村の概況及び災害の履歴)

資料 1-1-1 主な山岳

名 称	標 高	所 在 地	備 考
大井沢山	581.19m	玉川村大字南須釜 (国有林)	

資料 1-1-2 主な河川

名 称	延 長	平均巾	流 域 面 積	備 考
阿 武 隈 川	8,920m	80m	河平 ~ 四辻	一級河川
泉 郷 川	5,720m	12m		川辺・川野目橋 3.8m
金 波 川	7,520m	10m		小高・玉城橋 3.8m
東 川	2,850m	5m		竜崎・成竜橋 4.5m
				準用河川

資料 1-1-3 災害の履歴

1 村における風水害 (昭和以降)

年月日	台風・号	事項
昭和 41.6 月	台風 4 号	農作物、土木施設に被害 (玉城橋流失)
昭和 41.9 月	台風 9 号	農作物、土木施設に被害 (阿武隈川堤防欠壊)
昭和 57.8 月	台風 10 号	農作物、土木施設に被害
昭和 57.9 月	台風 18 号	農作物、土木施設に被害
昭和 61.8 月	台風 10 号	被害額 4 億 92 万 4 千円
平成 3.9 月	台風 18・19 号	被害甚大
平成 23.9 月	台風 15 号	戦後最大級の豪雨災害、阿武隈川堤防決壊
令和元年 10 月	台風 19 号	被害甚大、阿武隈川堤防越水、農作物に被害

2 村及び近隣市町村における主な地震災害 (江戸時代以降)

西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害
1677 年 (延宝 5 年)11 月	(磐城地方)	M≒8.0	磐城地方に強い地震があり、500 余名が死亡した。また、午後 8 時ごろ小名浜に地震があり、家屋 1,000 余戸が流失し、80 余名が溺死した。
1696 年 (元禄 9 年)6 月	(磐城地方)	強震地域一 磐城小名浜	磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450 名が死亡した。
1793 年 (寛政 5 年)2 月	(陸前・陸 中・磐城、震 源は宮城県 沖)	M=8.0~	余震が多く、相馬では 10 ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者 8 名、矢祭で死者 3 名となっている。

西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害
1938年 (昭和13年)5月	塩屋崎沖地震	M=7.0	県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250箇所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6箇所等の被害があった。
1938年 (昭和13年)11月	福島県東方沖地震	M=7.5	県下全域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。また、同日にM=7.3、翌日にM=7.4の強い余震を観測している。
1964年 (昭和39年)6月	新潟地震	M=7.5	16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15箇所、山・崖崩れ17箇所等の被害があった。
1978年 (昭和53年)6月	宮城県沖地震	M=7.4	12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山(崖)崩れ26等の被害も発生している。
2005年 (平成17年)8月	宮城県沖地震	M=7.2	16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。
2011年 (平成23年)3月	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	Mw=9.0	11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。(災害の詳細は3のとおり) また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われるM=7.0の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。 さらに、2011年7月から2013年5月にかけて、福島県沖を震源とする地震が頻発し、本村において被害の発生はないものの、平成23年8月19日、平成24年4月1日、平成25年5月18日の地震では震度4を記録している。

(条例等)

資料 1 - 2 - 1 玉川村防災会議条例

昭和 38 年 1 月 1 日

条例第 44 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、玉川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 玉川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 福島県の県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長、須賀川地方広域消防本部消防長
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、5 人、3 人、9 人及び 5 人以内とする。
- 7 第 5 項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、及び学識経験のある者の中から村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にかかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 1 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 - 2 玉川村防災会議委員名簿

	委員の種別		所 属 機 関	職 名
1	会長		玉川村	村長
2	1号	指定地方行政機関の職員	福島気象台	台長
3			東北農政局福島県拠点	地方参事官
4	2号	福島県の知事の部内の職員	福島県中地方振興局	局長
5			福島県中保健福祉事務所	所長
6			福島県石川土木事務所	所長
7			福島県福島空港事務所	所長
8	3号	県警察の警察官	石川警察署	署長
9	4号	村の職員	玉川村	副村長
10				総務課長
11				住民税務課長
12				産業振興課長
13				企画政策課長
14				健康福祉課長
15				地域整備課長
16				会計管理者
17				議会事務局長
18				教育課長
19			公民館長	
20	5号	教育長	玉川村教育委員会	教育長
21	6号	消防団長、須賀川地方広域消防本部消防長	玉川村消防団	団長
22			須賀川地方広域消防本部	消防長
23	7号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	東日本電信電話（株）福島支店	営業支店長
24			東北電力ネットワーク(株)須賀川電力センター	所長
25			福島交通(株)須賀川営業所	所長

資料 1 - 2 - 3 玉川村災害対策本部条例

昭和 38 年 1 月 1 日

条例第 45 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、玉川村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 - 4 村営住宅条例

昭和 39 年 3 月 31 日
条例第 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、村民生活の安定と社会福祉の増進を図るため、村営住宅を設置する。

(位置及び戸数)

第 2 条 村営住宅の位置及び戸数は、別表のとおりとする。

(管理)

第 3 条 村営住宅のうち、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、設置されたものの管理に関しては、村営住宅管理条例の定めるところにより、同法に基づかないものについては、同条例の規定の例による。

2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）に基づき設置されたものの管理に関しては、特定公共賃貸住宅管理条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 9 号）

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成 2 年条例第 14 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 4 年条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 5 年条例第 4 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 6 年条例第 7 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 6 年条例第 21 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 7 年条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 15 年条例第 29 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 26 年条例第 10 号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

位置	戸数
玉川村大字南須釜字館坂 62 番地	5 戸
玉川村大字南須釜字西ヶ作 113 番地	15 戸
玉川村大字川辺字館 9 番地	9 戸
玉川村大字小高字向久保 54 番地の 1	9 戸
玉川村大字岩法寺字蔵岡 18 番地	16 戸
玉川村大字岩法寺字蔵岡 2 番地	48 戸
玉川村大字南須釜字長内 1 番地	30 戸
玉川村大字竜崎字蔵岡 1 番地	42 戸
玉川村大字南須釜字長内 25 番地の 1	2 戸

(防災体制)

資料 1 - 3 - 1 玉川村災害対策本部組織

玉川村災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 45 号）に基づき設置する玉川村災害対策本部の体制は以下のとおりとする。

1 玉川村災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

村長は、村の地域について災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めたときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(2) 災害対策本部の廃止

村長は、本部を設置した後において、当該災害又は災害の発生するおそれが解消したため、本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、本部を廃止する。

(3) 現地災害対策本部の設置

村長は、必要に応じ、災害現地に現地災害対策本部を置き、現地災害対策本部は、本部の一組織として本部の事務の一部を行う。

2 災害対策本部の組織

(1) 本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）には、村長が当たり災害対策本部の事業を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 副本部長及び本部員の任命

村長は、副村長及び教育長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）に、別表第 1 に掲げる者を災害対策本部員（以下「本部員」という。）に、それぞれ任命する。

(3) 本部事務局

本部に本部事務局を置き、本部の庶務、災害対策に関する命令伝達並びに被害状況及び災害応急対策状況の取りまとめ等を行う。

(4) 部及び班

本部に別表第 2 に掲げる部を置き、当該部に同表に掲げる班を置く。

本部の部及び班の分掌事務は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

ア 部及び班の職制

本部の部に置かれる部長のほか、部により副本部長を、各班に班長及び班員を置く。

本部の部長、副本部長及び班長は別表第 2 に掲げる者を、班員は同表に掲げる部及び班に対応する村の組織の職員をもって充てる。

イ 部長等の職務

本部の部長は、部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。

副本部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 班長

各班の班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

エ 班員

各班の班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(5) 本部の所掌事務

本部は、村全体の災害予防対策、災害応急対策等を実施するため、次の事務を所掌する。

- ア 災害対策の総合的調整に関すること。
- イ 本部の非常配備体制に関すること。
- ウ 現地対策本部に関すること。
- エ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- オ 避難の勧告及び指示に関すること。
- カ 災害救助法の適用要請に関すること。
- キ 県等に関する応援要請に関すること。
- ク 他市町村との相互応援に関すること。
- ケ 自衛隊に対する派遣の要請依頼に関すること。
- コ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- サ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(6) 本部員会議

本部長は、災害予防対策、災害応急対策等を検討し、又は実施するため、必要に応じて、本部長、副本部長、本部員その他本部長が指名する者で構成する本部員会議を招集する。

(7) 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は本部との連絡のための職員の派遣を要請する。

(8) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の所掌事務及び設置場所

現地災害対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- (イ) 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- (ウ) 本部長の指示による応急対策の推進
- (エ) その他緊急を要する応急対策の実施

イ 現地災害対策本部の設置場所は、災害の現地若しくはその付近等とする。

ウ 現地災害対策本部に属する者

次の者は、現地災害対策本部に属し、現地災害対策本部において、事務に従事する。

- (ア) 現地災害対策本部長
- (イ) 現地災害対策本部員
- (ウ) その他の職員

エ 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部の事務を掌理し、現地災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

オ 現地災害対策本部員等

現地災害対策本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

現地災害対策本部のその他の職員は、本部に属する職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

カ 現地災害対策本部長の関係機関に対する要請等

現地災害対策本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請する。

(9) 職員の配備

村長は、村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めたときは、本部の設置前においても職員を配備する。

職員の配備要領は、別表4のとおりとする。

本部が設置された場合の職員の配備は、第一非常配備から第二非常配備までとする。ただし、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で、村長が必要と認めたときはこの限りでない。

(10) その他

ここに定めるもののほか、本部の部及び班の組織に関し必要な事項は部長が、現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は現地災害対策本部長がそれぞれ定める。

別表第1 災害対策本部員

総務課長	企画政策課長	住民税務課長	健康福祉課長	産業振興課長
地域整備課長	会計管理者	議会事務局長	教育課長	公民館長
消防団長				

別表第2 災害対策本部体制

◎：部長 ○：副部長

災害対策本部 (本部員会議)	本部長	村長	総合対策部	総務班 (班長：総務係長)
	副本部長	副村長	◎ 総務課長 ○ 企画政策課長 ○ 住民税務課 ○ 議会事務局長 ○ 会計管理者	・総務係 ・管財係 ・議会事務局 ・広報広聴係 ・企画係 ・財政係 ・地方創生係
		教育長		住民班 (班長：環境衛生係長)
	本部員	総務課長 企画政策課長 住民税務課長 健康福祉課長 産業振興課長 地域整備課長 会計管理者 議会事務局長 教育課長 公民館長 消防団長		・環境衛生係 ・年金係 ・住民係 ・すがまぐろ交流センター ・賦課徴収係 ・固定資産係 ・会計室
			民生対策部	避難対策班 (班長：社会福祉係長)
			◎ 健康福祉課長 ○ 公民館長	・社会福祉係 ・介護保険係 ・国民健康保険係 ・地域包括支援センター ・公民館
				救護班 (班長：健康推進係長)
				・保健衛生係
			産業対策部	農政班 (班長：農林土木係長)
	本部事務局	事務局長	◎ 産業振興課長	・農林土木係 ・農業振興係 ・農業委員会 商工観光班 (班長：商工観光係長) ・商工観光係 ・空港交流係
事務局員			建設対策部	
現地災害対策本部 (必要に応じて設置)			◎ 地域整備課長	建設班 (班長：建設係長) ・建設係 ・管理係 ・遊水池対策室 上下水道班 (班長：上下水道係長) ・上水道係 ・下水道係
			文教対策部	教育班 (班長：教育係長) ・教育委員会
			警備消防部	消防班 (班長：消防団訓練部長) ・消防団
			◎ 消防団長 ○ 消防団副団長	

(注) 主幹及び課長補佐は、各部長の補佐を行うこととする。

※本部員会議には、本部長の要請により防災関係機関（自衛隊、警察署、消防本部）の代表や国のリエゾン並びに県情報連絡員をオブザーバーとして参加させることができる。

別表第3 各部の所掌事務等

	所掌事務
各部班共通事項	(1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命ずる応急対策に関すること。 (2) 所掌事務に係る関係部署・防災関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。 (4) 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 (5) 部内の応援及び他の部から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。 (6) 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。 (7) 避難所の開設・収容、運営・管理、閉鎖に伴う動員に関すること。 (8) 各種証明に伴う調査、証明書発行に伴う動員に関すること。 (10) 部班の連絡調整に関すること。
本部事務局	(1) 災害対策本部の庶務に関すること。 (2) 災害対策本部長の命令の伝達並びに災害対策本部及び各部との連絡調整に関すること。 (3) 気象情報及び災害情報の収集・伝達に関すること。 (4) 被害状況及び災害応急対策状況の取りまとめ並びに報告・連絡に関すること。 (5) 現地災害対策本部の設置並びに連絡調整に関すること。 (6) 消防団の出動命令と活動に関すること。

部	班	所掌事務
総合対策部	総務班	(1) 災害時における職員の動員及び調達に関すること。 (2) 防災行政無線等の運用に関すること。 (3) 災害救助法の適用手続きに関すること。 (4) 国、県等に対する応援又は職員派遣のあっせん要請に関すること。 (5) 他市町村との相互応援・協力に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (7) 応援隊等の受入れに関すること。 (8) 防災関係機関、関係団体との連絡調整及び活動状況の把握に関すること。 (9) 避難情報の提供並びに警戒区域の設定に関すること。 (10) 災害情報の広報に関すること。 (11) 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。 (12) 国、県等に対する要望等の資料作成に関すること。 (13) 報道関係への対応に関すること。 (14) 役場庁舎等村有施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 (15) 公用車の配車計画及び緊急輸送に係る総合調整に関すること。 (16) 災害応急対策費の予算措置に関すること。 (17) 災害対策用物資及び資材の購入等に係る契約に関すること。 (18) 応急公用負担手続き等に関すること。 (19) 村議会との連絡調整に関すること。 (20) 災害時の交通整理に関すること。 (21) 自主防災組織に関すること。 (22) その他他班に属さない業務に関すること。

部	班	所掌事務
総合対策部	住民班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害廃棄物及びし尿の収集処理に関する事。 (2) 災害相談窓口の設置に関する事。 (3) 被災証明書の発行及び被災者台帳の作成に関する事。 (4) 環境放射線モニタリングに関する事。 (5) 遺体の埋火葬並びに戸籍及び埋火葬証明書に関する事。 (6) 畜犬の登録管理に関する事。 (7) 災害救助金・災害弔慰金の交付及び受領に関する事。 (8) 被災者生活再建支援金制度に関する事。
	税務出納班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋、土地等、民有財産の被害調査に関する事。 (2) 罹災証明に関する事。 (3) 被災者に対する徴収猶予、課税免除措置等に関する事。 (4) 災害応急対策に要する経費の経理に関する事。 (5) 災害応急対策に要する物品の出納に関する事。 (6) 義援金品の受入れ、保管及び配分に関する事。
民生対策部	避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 (2) 社会教育施設等利用者の安全措置に関する事。 (3) 公民館等の点検、整備及び復旧に関する事。 (4) 要配慮者対策及び被災者の福祉対策に関する事。 (5) 避難誘導並びに避難所の設置（社会教育施設等の緊急利用を含む。）及び運営管理（避難者のペット対策を含む。）に関する事。 (6) 避難所における炊き出しに関する事。 (7) 生活必需品の調達及び救援物資の配給に関する事。 (8) 災害ボランティアの応援要請及び受入れなど活動支援に関する事。 (9) 被災者に対する更正資金の貸付等に関する事。
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機関の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 (2) 救護所の設置及び運営並びに医療及び助産に関する事。 (3) 医療救護班の編成、配置並びに連絡調整に関する事。 (4) 医療品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。 (5) 被災地及び避難所の衛生、感染症予防等防疫に関する事。 (6) 食品衛生の保持に関する事。 (7) 保健衛生に関する事。 (8) 遺体の安置及び処理に関する事。

部	班	所掌事務
産業対策部	農政班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林畜産物の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 (2) 応急主要食糧の調達及び配達に関すること。 (3) 農業気象に関すること。 (4) 飲食物の出荷制限・摂取制限に関すること。 (5) 農林業生産及び経営の技術対策に関すること。 (6) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 (7) 農業水利の確保に関すること。 (8) 被災農家に対する農林金融及び農業災害補償に関すること。 (9) 野生動物に関すること。
	商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光商工施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 (2) 中小企業の応急対策に関すること。 (3) 被災労働者の福祉対策に関すること。 (4) 災害時における労務供給に関すること。 (5) 商工業者に対する融資あっせん等に関すること。
建設対策部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路、橋梁、河川その他土木施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 (2) 村営住宅等被災建築物の応急措置及び復旧対策に関すること。 (3) 交通不能箇所の調査、応急措置及び通行路線の決定に関すること。 (4) 障害物の除去及びがれき処理に関すること。 (5) 治山施設対策及び応急措置に関すること。 (6) 除雪対策に関すること。 (7) 応急危険度判定等の受入れ及び協力に関すること。 (8) 災害応急仮設住宅等の建設及びその他被災者の住宅対策に関すること。 (9) 農地、農林業施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 (10) その他災害復旧対策に係る土木建設工事に関すること。 (11) 土木建設関係車両及び土木建設資機材等の調達に関すること。 (12) 公共土木施設の応急対策に係る人員の要請、受入れ及び配置に関すること。
	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 (2) 災害時における応急給水及び断水等の措置に関すること。 (3) 飲料水の確保・管理に関すること。 (4) 応急給水用資材及び人員の調達・確保に関すること。 (5) 浄化槽及び農業集落排水施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 (6) 排水用資材及び人員の調達・確保に関すること。 (7) 仮設トイレの設置に関すること。 (8) その他上下水道対策に関すること。

部	班	所掌事務
文教対策部	教育班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 園児、児童生徒等の避難に関する事。 (2) 避難所の開設等教育施設の緊急利用に関する事。 (3) 教育施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 (4) 保育施設被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 (5) 文化財の点検、整備及び復旧に関する事。 (6) 被災した園児、児童生徒等の被災状況の調査及び応急救護、健康管理等に関する事。 (7) 臨時休校（園）措置及び学用品の支給等応急教育に関する事。 (8) 教職員の動員に関する事。 (9) 学校給食対策に関する事。
警備消防部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助・救急及び避難誘導に関する事。 (2) 火災その他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 (3) 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事。 (4) 危険物等の措置に関する事。 (5) 災害等の情報収集に関する事。 (6) その他消防公安に関する事。 (7) 災害時における交通規制の協力に関する事。 (8) 水防活動に関する事。

別表第4 配備基準と配備内容

1 一般災害

(1) 災害対策本部設置前の配備

事前配備及び警戒配備に関わる指揮監督は村長又は総務課長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
事前配備	情報連絡のため、総務課、地域整備課の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	①大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、強風注意報等）が発表され、なお警報の発表が予想される時点で、総務課長が配備を決定したとき。 ②その他必要により村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。
警戒配備	各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに、直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。	①大雨、洪水等の警報（特別警報を含む。）が発表されたとき。 ②土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ③指定河川洪水予報が発表されたとき。 ④その他特に村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。

(2) 災害対策本部設置後の配備

非常配備に関わる指揮監督は本部長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
第一非常配備	発生災害に関係する各部各班の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。 また、事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 〔災害対策本部体制〕	①村内で局所的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 ②複数の地域で災害の発生が予想される時。 ③その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
第二非常配備	災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。 〔災害対策本部体制〕	①村内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。 ②被害が甚大と予想される時。 ③その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

2 地震災害

(1) 災害対策本部設置前の配備

警戒配備に関わる指揮監督は村長又は総務課長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	<p>各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。</p> <p>○初動処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報の収集・伝達 ・関係機関との連絡調整 ・火災など二次災害の状況と見通しの状況把握 ・被害状況の収集・伝達 ・その他必要事項 	<p>①玉川村又はその周辺で震度4の地震が観測されたとき。</p> <p>②その他特に村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。</p>

(2) 災害対策本部設置後の配備

非常配備に関わる指揮監督は本部長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
第一非常配備	<p>発生災害に関係する各部各班の長は、所要人員を配置して情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。</p> <p>また、事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。</p> <p>〔災害対策本部体制〕</p>	<p>①玉川村又はその周辺で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。</p> <p>②その他必要により村長が当該配備を指令したとき。</p>
第二非常配備	<p>災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。</p> <p>〔災害対策本部体制〕</p>	<p>①玉川村又はその周辺で震度6弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>②その他必要により村長が当該配備を指令したとき。</p>

3 事故災害（消防団の配備）

事故災害時においても、「一般災害対策」の配備基準に従い、動員配備を行うものとする。
ただし、消防及び水防等のため、消防団を動員する場合、消防団の配備は、次の基準とする。

(1) 災害対策本部設置前の消防団の配備

警戒配備に関わる指揮監督は消防団長又は総務課長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって充て、広報車、消防ポンプ車等により住民に警戒心の喚起を呼びかけて警戒体制を強化する。	① 大雨、洪水、強風、乾燥等の注意報が発表され、災害予防上危険があると認められる場合、又は、火災が発生した場合に大火に発展しやすいのとき。 ② 火災警報、水防警報の発令時 ③ その他特に村長及び消防団長又は住民課長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部設置後の消防団の配備

非常配備に関わる指揮監督は本部長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
第一非常配備	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって充て、その他の団員は待機させる。 〔災害対策本部体制〕	「一般災害」の配備基準に準ずる。
第二非常配備	全消防団員をもって充てる。 〔災害対策本部体制〕	

資料 1 - 3 - 2 配備編成計画

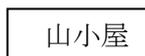
課名	災害対策本部	配備体制			
		事前配備	警戒配備	災害対策本部体制	
				第一非常配備	第二非常配備
総務課	総合対策部	総務課長 課長補佐 係長	※事前配備と同じ	※警戒配備に加え 総務課全職員	全職員
議会事務局		—	議会事務局長	※警戒配備と同じ	
企画政策課		—	企画政策課長	※警戒配備に加え 企画政策課全係長 すがまプラザ係長	
住民税務課		—	住民税務課長	※警戒配備に加え 住民税務課全係長	
会計室		—	会計管理者	※警戒配備に加え 会計室全係長	
健康福祉課	民生対策部	—	健康福祉課長	※警戒配備に加え 健康福祉課全係長	
公民館		—	公民館長	※警戒配備に加え 公民館係長	
産業振興課 農業委員会	産業対策部	—	産業振興課長 農林土木係長	※警戒配備に加え 産業振興課全係長	
地域整備課	建設対策部	地域整備課長 課長補佐 係長	※事前配備と同じ	地域整備課全職員	
教育委員会	文教対策部	—	教育課長	※警戒配備に加え 教育係長	
消防団	警備消防部	—	本団幹部	※警戒配備に加え 分団長	全団員

資料 1 - 3 - 3 自主防災組織の状況

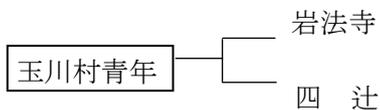
番号	組織の名称	職名	人員	備考
1	玉川村婦人消防隊	隊長	1,272	(H27. 4. 1 現在隊員数)
2	川辺区自主防災会	区長	274	(H27. 10. 31 現在世帯数)
3	蒜生区自主防災会	区長	108	〃
4	小高区自主防災会	区長	272	〃
5	中区自主防災会	区長	175	〃
6	岩法寺区自主防災会	区長	212	〃
7	竜崎区自主防災会	区長	177	〃
8	南須釜区自主防災会	区長	246	〃
9	北須釜区自主防災会	区長	128	〃
10	吉区自主防災会	区長	65	〃
11	山小屋区自主防災会	区長	36	〃
12	四辻新田区自主防災会	区長	45	〃
合計	1 団体・11 区自主防災会		3,010 人	

資料 1 - 3 - 4 奉仕団体組織表

1 女性の会



2 青年団



3 婦人消防隊



資料 1 - 3 - 5 時系列行動計画

災害応急対策業務	警戒時～発災後 1 時間	発災後	
		3時間	6時間
災害対策本部の設置	・配備の決定 ・災害対策本部の設置(関係機関への通知) ・第1回災害対策本部会議開催	・第2回災害対策本部会議開催(以降、適時開催)	
職員の配備・動員	・職員登庁 ・指定職員が本部へ参集 ・職員登庁先、安否確認		
災害情報の収集及び連絡	・情報収集(以降、適宜) ・防災行政無線等通信設備の確認 ・緊急通話(災害時優先電話)等の確保 ・県への被害第一報報告	・使用可能な通信手段の通知 ・定期的な被害報告(以降、適宜) ・県からの情報連絡員(リエゾン)の受入れ	・アマチュア無線協力要請 ・伝言ダイヤル等活用周知
応援要請及び協力要請		・協定に基づく応援要請	・応援要員の受入準備
災害広報	・避難場所の確保(緊急発信)の発信(緊急配信メール等) ・住民への情報提供(以降随時)	・災害対応状況のホームページ掲載(以降随時) ・災害情報の掲載(以降随時)	
救助・救急対策	・地域による救急活動	・県内広域応援による救急活動 ・広域応援への要請及び応援受入体制の整備	
災害救助法の適用	・災害救助法の適用検討	・県への適用要請等	
自衛隊災害派遣	・県への派遣要請準備又は派遣要請	・県による自衛隊派遣要請 ・受入体制整備、作業計画作成	<自衛隊による救援活動> ・自衛隊活動拠点への連絡員の派遣
避難対策	・避難場所の確保(避難場所への職員の派遣) ・避難場所の確保(緊急発信)の周知 ・避難誘導	・避難所の開設、周知 ・避難所への職員の派遣	・県又はレンタル業者への仮設トイレ等の調達要請等 ・必要に応じ、広域避難の調整要請
(ペット対策)			<県による獣医師会等への支援要請>
医療・救護	・医療機関情報の収集 ・都市医師会等の本部参画 ・県への応援要請等医療救護活動	・薬品等の調達要請 ・救護所の設置 ・救護班による医療・救護活動	<DMAT活動>
緊急輸送対策 (道路応急対策・障害物の除去等)	・道路等被害状況の収集・調査	・運用可能車両把握と確保 ・物資受入機能の回復 ・道路開通状況の広報 ・緊急輸送路の確保、啓開作業 ・へり臨時離着陸場の使用可能状況調査	・緊急輸送路の確保、啓開作業 ・避難者等輸送 ・緊急通行路情報広報
警備対策及び交通規制措置		・通行規制措置及びその周知 ・交通整理員の派遣	・緊急通行車両証明書発行手続き等
防疫及び保健衛生			<県防疫本部の設置>
廃棄物処理対策			
救援対策		・物資受入拠点の選定 ・個人等の物資受け入れ辞退周知	・炊食料必要数・備蓄数の情報収集 ・協定先との協議 ・応急給水
応急仮設住宅の供与等			・被災地区、建築物の把握 ・応援要請
死者の捜索、遺体の処理等			<捜索活動>
上下水道施設応急対策	・施設の被害状況調査	・状況の広報 ・重要施設から応急復旧作業	・県、他市町村等への支援要請
公共(土木)施設等応急対策	・緊急点検 ・(公共施設)利用者の安全な誘導 ・被害状況調査	・危険箇所の安全対策 ・状況に応じ避難指示等 ・(公共施設)避難所受入準備	・重要施設から応急作業
文教対策	・児童生徒の安全な避難 ・学校等教育施設の被害状況調査	・(安全な場合)児童生徒の家族への引渡し ・避難所開設措置	
文化財施設		・文化財施設の被害情報収集	
要配慮者対策	・地域による要援護者への声かけ、避難誘導	・福祉避難所の開設	・避難状況の把握 ・社会福祉施設等へ受入要請
消防活動	・地域による初期消火活動	・県内広域応援による消火活動 ・緊急消防援助隊、広域応援への要請 ・応援受入体制の整備	・緊急消防援助隊による消火活動
水防活動	・水防警戒、水門操作 ・被害状況調査	・危険箇所の安全対策	・応急復旧作業
災害ボランティアとの連携		・社会福祉協議会と協議	<県によるボランティア相談窓口設置>
被災者支援・公共施設等災害復旧			

発災後			復旧・復興
12時間	24時間	3日後	1週間～1か月
			・業務量に応じ本部体制の見直し
・必要に応じた連絡員の派遣	・孤立地区の通信確保	・広域応援職員の受入れ	
<相互協力応援活動>			
・安心情報の適時提供(以降随時)			
・ミラーサーバ等の設置			
・県への被害状況の報告	・県からの適用報告受領		
	・避難所自主運営組織の確立 ・旅館ホテル等の二次避難所開設要請 ・避難所等へ仮設トイレ設置	・小規模避難所の集約検討・実施 ・旅館ホテル等への二次避難 ・旅館・公共施設等入浴施設への協力要請 ・ベント同伴可避難所広報区放置ベントの救援活動	<県による被災ベントシェルターの設置>
・県及び関係機関への要請による血液の確保		・カウンセラー、相談員等による メンタルヘルスケアの避難所巡回	
・支援物資輸送(以降適宜)			
・支援物資の受け入れ			
<災害警備活動>			
<県による防疫活動>	・給水、炊出等食品衛生指導 ・井戸水等水質検査	・被災地の消毒、ネズミ等駆除	・避難所の衛生指導、食事栄養指導
	・ごみ収集体制の構築・実施 ・し尿処理体制の構築・実施 ・仮置き場の検討 ・広域収集処理応援要請	・災害廃棄物処理の検討・実施	
・備蓄品による供給	・協定先から食料・物資供給	・ニーズに応じた物資の提供	・義援金配分
・生活必需品の必要数収集	・一般的生活必需品の提供		
・毛布等の避難所への提供	・義援物資受入れ・配分等、義援金受付口座公表		
	・応急危険度判定 ・仮設住宅の必要戸数把握	・仮設住宅、借上げ住宅等計画の方向性作成	・住宅応急修理計画の検討 ・一次収容施設供与・仮設住宅建設
・県等への支援要請	・遺体収容所の設置	・火葬・埋葬	
・火葬場の稼働状況確認	・応援を含む検死・検案体制の確立		
・ドライアイス・棺等の確保			
・応急復旧作業			
	・授業再開方針の検討	・学用品要望調査 ・応急教育場所の準備	・学用品の給与 ・学校における授業の再開・応急教育
・文化財施設の応急修理、現状保存		・文化財保管場所被害の際の移転作業等	
・外国人向け相談窓口、インターネット情報掲載		・ヘルパー、ボランティア等の応援受け入れ	
<災害ボランティアセンター設置>	<ボランティア活動調整>	<災害ボランティア活動>	
・活動拠点、情報等の提供			
	・支援策の検討・実施 ・罹災証明書発行	・相談窓口等の設置 ・生活支援 ・企業等救護	・避難所への相談員巡回 ・災害復興対策の検討
	・施設復旧計画策定(支援要請)	・公共施設復旧	

資料 1 - 3 - 6 災害応援協定等

協定名	協定先	締結年月日	協 定 内 容
福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	福島県、須賀川市、須賀川地方広域消防組合、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏整備組合	平成 5 年 3 月 20 日	福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成 23 年 11 月 11 日	災害時における各種情報交換等に関する協定
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	玉川村ふれあいセンター	平成 25 年 4 月 1 日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定	福島県みやぎ生活協同組合	令和元年 12 月 4 日	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定
防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	平成 25 年 11 月 20 日	防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定
河川管理者による水防活動への協力に関する確認書	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	平成 26 年 1 月 8 日	河川管理者による水防活動への協力に関する確認
災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人 福島県隊友会石川支部	平成 26 年 5 月 27 日	災害時又は災害が発生する恐れがある場合における隊友会への協力要請に関する協定
災害時における豊中市と玉川村相互応援に関する協定	大阪府豊中市	平成 26 年 8 月 23 日	災害時における相互の援助活動に関する協定
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成 27 年 2 月 16 日	災害時における被災者等の通信の確保を目的とした非常用公衆電話に関する覚書
災害時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク株式会社須賀川電力センター	令和 2 年 8 月 3 日	災害時の大規模停電等が発生した場合における迅速かつ円滑な復旧を図るための協力協定
災害発生時における玉川村と玉川村内郵便局の協力に関する協定	玉川郵便局 須釜郵便局	平成 27 年 7 月 16 日	災害時における相互協力に関する協定
災害時における L P ガス等の供給協力に関する協定	福島県 L P ガス協会郡山支部	令和元年 12 月 24 日	災害時における L P ガスの供給協力に関する協定
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 6 月 1 日	災害時における情報発信等に関する協定

協定名	協定先	締結年月日	協 定 内 容
災害時における物資の供給協力に関する協定書	神田産業株式会社	令和2年 3月17日	災害時における物資の供給に関する協定
防災情報発信等に関する協定書	福島テレビ株式会社	令和3年 9月1日	テレビ等による防災情報の発信に関する協定

資料 1 - 3 - 7 市町村消防相互応援協定の状況

指 定 先 市 町 村	協定締結 年 月 日	業務の種類	連 絡 先		備 考
				電 話	
須賀川市	43. 8. 13	火災・水害	須賀川市役所	0248-75-1111	
鏡石町	43. 8. 13	火災・水害	鏡石町役場	0248-62-2111	
矢吹町	43. 8. 13	火災・水害	矢吹町役場	0248-42-2111	
石川町	43. 8. 13	火災・水害	石川町役場	0247-26-2111	
平田町	43. 8. 13	火災・水害	平田町役場	0247-55-3111	
浅川町	43. 8. 13	火災・水害	浅川町役場	0247-36-4121	
古殿町	43. 8. 13	火災・水害	古殿町役場	0247-53-3111	

(通信関係)

資料 1-4-1 専用通信施設及びアマチュア無線局の設置場所調べ

設置機関	設置場所	電話番号	通信施設			
			呼出名称	空中線電力	周波数	電波形式
福島県警察	玉川駐在所	57-2053				
福島県警察	空港警備派出所	57-1110				
福島県	空港管理事務所	57-1111				
石川消防署	玉川分署	57-4112				
福島県	玉川村役場	57-3101	県防災無線			
玉川村	玉川村役場	57-3101	ぼうさいたまかわ (移動系)	5・10W	466.27	F3E

資料 1-4-2 災害時有線電話

No.	電話番号	第1使用場所	第2使用場所	備 考	
1	0247-57-3101	災害対策本部	総務課	役場代表電話	
2	0247-57-4621	災害対策本部			
3	0247-57-4622	災害対策本部	住民税務課		
4	0247-57-4623	災害対策本部	健康福祉課		
5	0247-57-4624	災害対策本部	住民税務課		
5	0247-57-4625	災害対策本部	会計室	内3回線は災害優先電話	
6	0247-57-4626	災害対策本部	地域整備課		
7	0247-57-4627	災害対策本部	産業振興課		
8	0247-57-4627	災害対策本部	農業委員会		
9	0247-57-4628	災害対策本部	企画政策課		
10	0247-57-4629	災害対策本部	産業振興課		
11	0247-57-4630	災害対策本部	議会事務局		
12	0247-57-4631	災害対策本部	地域整備課		
13	0247-57-4632	災害対策本部	公民館		
14	0247-57-4633	災害対策本部	教育委員会		
15	0247-57-6130	災害対策本部	遊水池対策室		

(災害危険箇所等)

資料 1-5-1 地すべり防止区域

地区名	所在地	指定年月日	面積 (ha)
奥 撫	北須釜字奥撫	昭和 51 年 7 月 5 日	11.0

資料 1-5-2 地すべり危険箇所

地区名	溪流名	河川名	所在地
奥 撫	阿武隈川	泉郷川	北須釜字奥撫

資料 1-5-3 土石流危険溪流

水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	備考
阿武隈川	北須川	青井沢 2	南須釜地内	危険度：Ⅰ
阿武隈川	北須川	村 中	四辻新田地内	危険度：Ⅰ
阿武隈川	北須川	青井沢 5	南須釜地内	危険度：Ⅰ
阿武隈川	北須川	青井沢 6	南須釜地内	危険度：Ⅰ
阿武隈川	阿武隈川	愛宕沢	岩法寺地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	阿武隈川	中ノ町	岩法寺地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	阿武隈川	平ヶ谷地	小高地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	泉郷川	仁戸内	北須釜地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	小半弓 2	南須釜地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	青井沢 1	南須釜地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	館	南須釜地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	蜂 巣	四辻新田地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	向 田	四辻新田地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	根藤地	四辻新田地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	四辻新田沢	四辻新田地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	千五沢	南須釜地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	青井沢 4	南須釜地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	青井沢 7	南須釜地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	青井沢 8	南須釜地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	大井沢	南須釜地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	東野 1	四辻新田地内	危険度：Ⅱ
阿武隈川	北須川	東野 2	四辻新田地内	危険度：Ⅱ

資料 1 - 5 - 4 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所名	所在地	地形			人家戸数	危険度	備考
		勾配	長さ	高さ			
糍屋	竜崎字糍屋	50度	100m	10.0m	6	I	自然
栗木内	蒜生字栗木内	60	100	10.0	5	I	自然
沢小屋	竜崎字沢小屋	50	100	10.0	12	I	自然
北ノ宿	南須釜字北ノ宿	50	30	8.0	5	I	自然
東耕地	小高字東耕地	60	190	10.0	9	I	自然
後作田	中字後作田	60	80	15.0	7	I	人工
桜窪	南須釜字桜窪	70	70	20.0	3	II	自然
館	南須釜字館	45	35	10.0	1	II	自然
久保宿	南須釜字久保宿	60	50	5.0	1	II	自然
曲久保	山小屋字曲久保	70	75	10.0	1	II	人工
東野	四辻新田字東野	30	30	8.0	1	II	人工

資料 1 - 5 - 5 山腹崩壊危険箇所

箇所番号	地区名	所在地
1001	弥左衛門平	四辻新田
1002	川久保	四辻新田
1003	早蕨	南須釜
1004	柳作	南須釜

資料 1 - 5 - 6 崩壊土砂流出危険地区

箇所番号	地区名	所在地
2001	津間	四辻新田

資料 1 - 5 - 7 砂防指定地

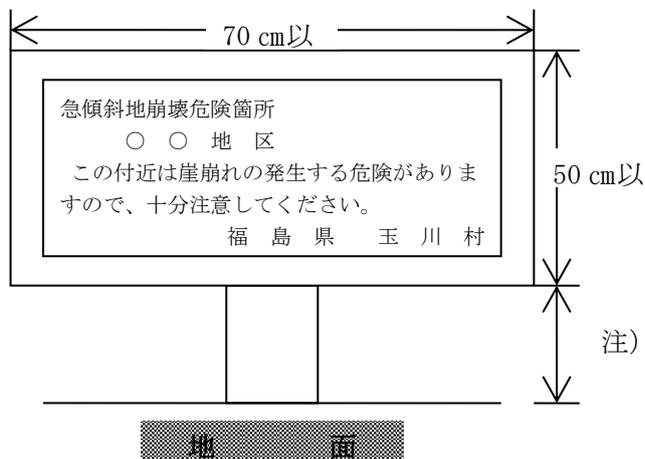
箇所番号	水系	地区名	所在地	告示年月日
508	阿武隈川	泉郷川	北須釜	昭和 38 年 10 月 2 日
648	阿武隈川	平ヶ谷地沢	小高	昭和 63 年 1 月 27 日

資料 1-5-8 土石流危険標識



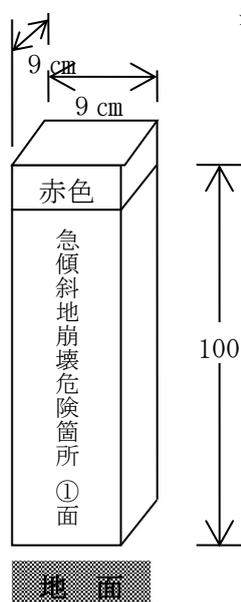
- 注) 1 白地
2 赤枠
3 文字は「危険」のみ赤、他は黒

資料 1-5-9 急傾斜地崩壊危険箇所標識

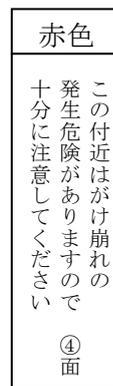
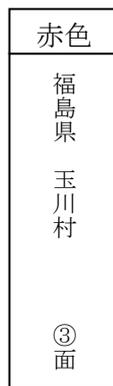
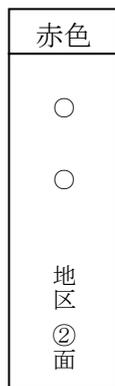


- 注) 1 白地で赤枠を設ける
2 文字は黒色
3 掲示板の品質は、腐食しないもの

資料 1-5-10 急傾斜地崩壊危険箇所標柱



- 注) 1 標柱の色は、白地で赤枠を設ける
2 文字は黒色
3 標柱の品質は、腐食しにくいもの



(消防・水防関係)

資料 1-6-1 消防団の状況

1 階級別消防団員数

(令和3年4月1日現在)

分団数	条例定数	団長	副団長	総務部長 庶務部長	訓練部長 訓練指導員	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
11	305	1	2	1	2	11	11	—	34	218	280

(資料：須賀川地方広域消防組合)

2 消防団組織表

所 属	階 級	氏 名 等
本 団	団 長	佐久間 福 男
”	副 団 長	大 野 政 幸
”	”	関 根 和 美
”	訓練部長	石 森 洋 幸
”	”	森 隆 義
川 辺	分 団	分団長以下 34 名
蒜 生	分 団	分団長以下 17 名
小 高	分 団	分団長以下 31 名
中	分 団	分団長以下 22 名
岩法寺	分 団	分団長以下 22 名
竜 崎	分 団	分団長以下 29 名
南須釜	分 団	分団長以下 38 名
北須釜	分 団	分団長以下 24 名
吉	分 団	分団長以下 19 名
山小屋	分 団	分団長以下 13 名
四 辻	分 団	分団長以下 14 名

3 消防団出動区分

警防区分	第1警防区 (西部地区)	第2警防区 (東部地区)	備 考
第1出動	当該分団及び隣接分団	当該分団及び隣接分団	第2出動区分の待機(出動)については、状況により分団長の指令とする
第2出動	西部地区6分団	東部地区5分団	
第3出動	全分団(11分団)	全分団(11分団)	
応援出動	隣接する分団は状況により出動する		
警戒出動	指定又は指令のあった分団出動		

(注) 出動は上記の区分によるとともに、団長の指令による。

資料 1-6-2 消防施設及び消防団団員等の現有勢力

区分 班別	消 防 ポンプ 自 動 車	小型動力 ポンプ付 積 載 車	小型動力 ポ ン プ	消 防 水 利		団 員 定 数	備 考
				防火水槽	消 火 栓		
本 部						6	防火水槽 には池・プ ール・自然 水利を含 む。
川 辺		1		4	24	35	
蒜 生		1		2	10	17	
小 高	1		1	5	24	35	
中		1		8	15	23	
岩法寺		1		6	11	23	
竜 崎		1		9	17	32	
南須釜	1		1	17	19	42	
北須釜		1		19	20	33	
吉		1		8	6	25	
山小屋		1		8	5	17	
四 辻		1		8		17	
計	2	9	2	94	151	305	

資料 1-6-3 重要水防区域

河川名	消防 分団名	重要水防区域									
		左岸 右岸 の別	位置		種別	基準 区分	延長 (m)	予想さ れる危 険概要	対策 水防 工法	氾濫 面積 (ha)	摘要 人家
			大字	字							
泉郷川	蒜生分団	両岸	蒜生 小高	羽根石 西屋敷	堤防高	A	300	溢水	土のう積	1	人家 9 田畑 1
阿武隈川	小高分団	右岸	小高	下川田	堤防高	A	2,900	溢水	土のう積	195	人家 48 田 136 畑 59
阿武隈川	中分団 竜崎分団	右岸	竜崎	松ヶ作	堤防高	A	1,700	溢水	土のう積	59	人家 35 田畑 57

資料 1 - 6 - 4 ため池箇所

ため地名	所 在	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
武 道 池	大字川 辺字武道	40,000	5.0	75.0
松 井 田 池	大字川 辺字武道	12,000	5.6	85.0
ア ラ 池	大字川 辺字山森田	100,000	7.0	81.0
掛 金 池	大字小 高字手掛金	44,000	7.4	60.0
会 与 志 池	大字小 高字会与志	9,400	4.0	35.0
梨 ノ 窪 池	大字小 高字戸ノ内	24,000	6.3	55.0
中村池（上池）	大字 中 字入山	50,000	5.0	120.0
中村池（中池）	大字 中 字入山	85,000	8.5	120.0
中村池（下池）	大字 中 字入山	82,000	6.0	120.0
水 神 池	大字 中 字前作田	3,000	5.3	56.0
郡 池	大字岩法寺字柳作	24,000	7.0	60.0
待 池	大字岩法寺字和久	6,000	5.0	71.0
荒 池	大字竜 崎字上代	64,000	7.3	135.0
三 ツ 池	大字竜 崎字蕨岡	31,000	6.8	83.0

資料 1 - 6 - 5 水位観測所及び雨量観測所一覧（村内）

1 水位観測

観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
玉城橋 (タマキハシ)	3.60m	4.80m	5.20m	6.10m

2 雨量観測所

観測所名	所 在 地	雨量計の別	観測員名	関係する 代表的河川
玉川村役場	大字小高字中綴9	自記	玉川村役場	阿武隈川
玉川地域気象観測所	北須釜字はばき田21	テレメーター	福島航空気象観測所	阿武隈川

資料 1 - 6 - 6 水防倉庫備蓄資機材一覧

(玉川村役場消防倉庫：玉川村大字小高字中綴9)

品名、規格	単位	数量	品名、規格	単位	数量
ツルハシ	丁	6	ビニールシート	枚	60
ナタ	丁	3	縄	巻	20
掛矢	丁	5	ロープ	巻	1
スコップ	丁	20	杭木・鉄筋杭	本	300
斧	丁	5	鉄線	Kg	20
ペンチ	丁	5	一輪車	台	5
ハンマー	丁	1	チェーンソー	台	
鎌	丁	5	投光器	台	1
鋸	丁	10	発電機	台	1
土のう袋	枚	8,600	救命胴衣	着	
大型土のう袋	枚		拡声器	台	3
			携帯無線機	台	3

資料 1 - 6 - 7 調達可能水防資材調書

調達予定	資材 (品名、規格)	単位	数量
(有)石井商店 夢みなみ農業協同組合玉川支店	大型土のう袋	枚	50
	土のう袋	枚	500
	玉縄	巻	20
	鉄線	kg	50
	杭木・鉄筋杭	本	200
	ビニールシート	枚	20
	ロープ	巻	10

(自衛隊派遣・緊急輸送)

資料 1-7-1 自衛隊派遣要請連絡先

1 県(県庁及び県中地方振興局)

連 絡 先		備 考
担 当	電 話 番 号 等	
県危機管理部 災害対策課	024-521-7194	
県中地方振興局 県民環境部	024-935-1295	

2 自衛隊(陸上自衛隊郡山駐屯地)

区 分	連 絡 先		備 考
	担 当	電 話 番 号 等	
勤務時間内	陸上自衛隊福島駐屯地普通科連隊第3科	024-951-0225 内線 235 (県総合情報通信ネットワーク : 811-380-01)	
勤務時間外	郡山駐屯地当直司令	024-951-0225 内線 302 (県総合情報通信ネットワーク : 811-380-02)	

資料 1-7-2 隊員宿舎及びヘリポート調

施 設 名	責任者氏名	住 所	電 話	収容能力	備 考
【 宿 舎 】 就業改善センター	管 理 者	小高字中畷 10	57-4633	100	
すがまプラザ交流センター	施 設 長	南須釜字奥平 290	57-2104	50	
【 ヘ リ ポ ー ト 】 玉川村民グラウンド	村 長	小高字大谷地 88	57-4621		

資料 1 - 7 - 3 村所有車両調べ

課 別	保 有 台 数						計
	自家用 貨物車	乗 合 自動車	自家用 乗用車	消 防 自動車	特 殊 用途車	軽自動車 四輪貨物	
総 務 課	2	1	3			1	7
産 業 振 興 課			1			2	3
地 域 整 備 課	2					1	3
健 康 福 祉 課			3			1	4
住 民 税 務 課			1			2	3
教 育 委 員 会	2	4	1			1	8
公 民 館	1				1	1	1
合 計	7	5	10	0	1	9	32

(避難・救援対策)

資料 1 - 8 - 1 避難情報発令の判断基準

1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保

台風や集中豪雨などによって災害が発生するおそれが高まったときや、災害発生後において二次災害を防止する必要があるときは、災害対策基本法や地域防災計画の規定に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を発令し、住民へ伝達する。

【避難指示等の発令区分】

区分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。 ○ 立ち退き避難の準備を整えると同時に、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい (高齢者等避難の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ○ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難指示 (警戒レベル4)	村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する (ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川等による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難指示が発令される場合があることに留意が必要である)。 ○ 小河川等による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、該当する区域にいる者等は安全な区域に速やかに移動する。 ○ 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」 (近隣のより安全な場所、より安全な建物等) への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」 (屋内でもより安全な場所へ移動) をとる。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難情報発令の判断基準

対象とする災害を「河川洪水」と「土砂災害」に区分して、避難情報の発令に当たっては、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき判断する。

(1) 河川洪水

【阿武隈川】

区分	状況	基準（次のいずれかに該当した場合に発令する。）
高年齢者等避難 （警戒レベル3）	日中	①阿武隈川の玉城橋水位観測所の水位が「避難判断水位」である5.20mに到達した場合 ②阿武隈川の玉城橋水位観測所の水位が「氾濫注意水位」である4.80mに到達し、（又は阿武隈川の上流の市町村において大雨警報（浸水害）が発表され）、かつ、上流域において予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ③漏水等が発見された場合
	夜間・早朝	①予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ②台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合
避難指示 （警戒レベル4）	日中	①阿武隈川の玉城橋水位観測所の水位が「氾濫危険水位」である6.10mに到達した場合 ②阿武隈川の玉城橋水位観測所の水位が「避難判断水位（5.20m）」を超えた状態で、上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ③異常な漏水等が発見された場合
	夜間・早朝	①気象情報及び降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ②判断する時点（夕刻）で、阿武隈川の玉城橋水位観測所の水位が「避難判断水位（5.20m）」を超えた状態で、次のことが予想される場合 ・上流における実況雨量や予想雨量から引き続き水位の上昇が予想される。 ・台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される。
	—	①阿武隈川の玉城橋水位観測所の水位が堤防天端高（7.50m）に到達するおそれが高い場合（越水・氾濫のおそれのある場合） ②異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③決壊や越流が発生した場合 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象エリアを限定する）
緊急安全確保 （警戒レベル5）	—	災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急を要すると認められるとき

（注）阿武隈川は洪水予報河川であるが、情報発表の基準地点のうち、本村に最も近い観測所は「須賀川」であり、本村より下流に位置している。また、本村を流れる部分は上流域であるため、ところによっては流域面積が小さい箇所もみられる。このため、避難情報の発令の判断基準の設定に当たっては、水位周知河川に対する基準を設定する。

【その他の小河川】

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ①洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②軽微な漏水・侵食等が発見された場合。 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ①洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]） ②異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令) ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ①大雨特別警報（浸水害）が発表された場合。（発令対象区域は適切に絞り込む） ②決壊や越水・溢水が発生した場合 ③異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

(2) 土砂災害

区分	基準	情報入手先
<p>高齢者等避難 (警戒レベル3)</p>	<p>①～③のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>	<p>・ 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html</p>
<p>避難指示 (警戒レベル4)</p>	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>②土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>	<p>・ 気象庁防災情報提供システム https://www.jma.go.jp/bosai</p> <p>・ 福島県河川流域総合情報システム http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/</p> <p>・ 国土交通省 XRAIN 雨量情報 http://www.river.go.jp/x/xmn0107010.php</p> <p>・ 福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html</p>
<p>緊急安全確保 (警戒レベル5)</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認）</p> <p>②土砂災害の発生が確認された場合</p>	

資料 1-8-2 指定緊急避難場所及び指定避難所

No.	避難地区	施設名	所在地	管理者	管理部署	連絡先	面積		階数	指定避難所	福祉避難所	指定緊急避難場所	災害への対応力				備考	
							屋内	屋外(グラウンド)					屋内水	洪水	大規模な火事	土砂災害		地震
1	竜崎地区	竜崎集会所	竜崎字金堀75	区長	総務課	0247-57-4621	341.0㎡	2,011.0㎡	1	○	○	○	114	670	○	○	○	過去に浸水実績あり
2	岩法寺地区	岩法寺農業構造改善センター	岩法寺字湯神前159	区長	総務課	0247-57-4621	276.0㎡	4,677.0㎡	1	○	○	○	92	1,559	○	○	○	
3	中地区	玉川中学校	中宇前作田71	学校長	教育委員会	0247-57-4633	4,502.0㎡	17,500.0㎡	2	○	○	○	1,501	5,833	○	○	○	
4	小高地区	玉川第一小学校	小高字中村前50	学校長	教育委員会	0247-57-4633	3,467.0㎡	12,323.0㎡	3	○	○	○	1,156	4,108	○	○	○	
5	小高地区	たまかわ文化体育館	小高字大谷地71	村長	公民館	0247-57-4632	3,836.0㎡	73,041.0㎡	2	○	○	○	1,279	24,347	○	○	○	
6	小高地区	玉川村保健センター	小高字中畷16-1	村長	健康福祉課	0247-37-1024	599.5㎡	503.5㎡	2	○	○	○	200	168	○	○	○	
7	蒜生地区	蒜生農業構造改善センター	蒜生字宮下38-1	区長	総務課	0247-57-4621	176.0㎡	2,458.0㎡	1	○	○	○	59	819	○	○	○	
8	川辺地区	川辺公民館	川辺字和尚平13	区長	総務課	0247-57-4621	254.0㎡	1,179.0㎡	1	○	○	○	84	393	○	○	○	
9	南須釜地区	すがまブラザ交流センター	南須釜字奥平290	村長	企画政策課	0247-57-4628	3,564.0㎡	16,110.0㎡	2	○	○	○	1,188	5,370	○	○	○	
10	南須釜地区	須釜小学校	南須釜字堂ノ内200	学校長	教育委員会	0247-57-4633	2,884.0㎡	18,427.0㎡	2	○	○	○	961	6,142	○	○	○	
11	北須釜地区	北須釜生活改善センター	北須釜字堀ノ内133	区長	総務課	0247-57-4621	256.0㎡	1,218.0㎡	1	○	○	○	85	406	○	○	○	
12	吉地区	吉集会所	吉字杉内109-1	区長	総務課	0247-57-4621	190.0㎡	672.0㎡	1	○	○	○	63	224	○	○	○	
13	山小屋地区	山小屋コミュニティセンター	山小屋字丸内田207-71	区長	総務課	0247-57-4621	162.0㎡	800.0㎡	1	○	○	○	54	267	○	○	○	
14	四辻新田地区	四辻新田農業研修所	四辻新田字村中131-2	区長	総務課	0247-57-4621	104.0㎡	125.0㎡	1	○	○	○	35	42	○	○	○	
15	—	介護事業所玉川村ふれあいセンター	中字入山59	玉川村社会福祉協議会	健康福祉課	0247-57-4623	1,129.4㎡	1,989.2㎡	1	○	○	○	376	663	○	○	○	
16	小高地区	玉川村就業改善センター	小高字中畷10-1	村長	教育委員会	0247-57-4633	873.0㎡	4,390.0㎡	2	○	○	○	291	1,463	○	○	○	
17	—	道の駅たまかわ	岩法寺字宮ノ前140-2	村長	産業振興課	0247-57-4627	276.0㎡	7,819.0㎡	1	○	○	○	92	2,606	○	○	○	
18	南須釜地区	須釜公民館	南須釜字奥平108	村長	公民館	0247-57-4632	651.0㎡	2,667.0㎡	2	○	○	○	217	889	○	○	○	
19	四辻新田地区	たまかわ観光交流施設	四辻新田字村中131	村長	企画政策課	0247-57-4628	502.1㎡	9,223.2㎡	1	○	○	○	167	3,074	○	○	○	

※想定収容人数(面積÷3m端数50未満切捨て)(単位:人)

資料 1-8-3 物資の集積・保管場所調

建 物 名 称	所 在 地	使用可能面積	備 考
就業改善センター	小高字中畷 10	873 m ²	
すがまプラザ交流センター	南須釜字奥平 290	651 m ²	
道の駅たまかわ	岩法寺字宮ノ前 140-2	276 m ²	

資料 1-8-4 炊き出し実施場所調べ

建物名称	所在地	炊き出し設備		給食可能 人 員	炊出所要 人 員
		既存 設備	臨時借上設置 可能設備		
就業改善センター	小高字中畷 10			500	20
すがまプラザ交流センター	南須釜字奥平 290			300	15
玉川村保健センター	小高字中畷 16-1			300	15

(医療(助産)救護・防疫)

資料 1-9-1 災害拠点病院

1 基幹災害医療センター

施設名	所在地	電話番号
公立大学法人 福島県立医科大学医学部附属病院	福島市光が丘 1	024(548)2111 FAX(547)1998

2 地域災害医療センター

施設名	所在地	電話番号	二次医療圏
会津中央病院	会津若松市鶴賀町 1-1	0242-25-1515	会津
いわき市立 総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	0246-26-3151	いわき
太田総合病院附属 太田西ノ内病院	郡山市西ノ内 2-5-20	024-925-1188	県中
白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎 2-1	0248-22-2211	県南
福島県立南会津病院	南会津郡南会津町永田字風下 14-1	0241-62-7111	南会津
福島赤十字病院	福島市入江町 11-31	024-534-6101	県北
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町 2-54-6	0244-22-3181	相双

資料 1-9-2 村内医療機関

区分	名称	電話	所在地	備考
医療機関	医療法人敬友会大木医院	57-2063	南須釜字行人塚 8	
	医療法人味原医院	57-2054	川辺字和尚平 279	
	あつうみ内科医院	37-1544	小高字中畷 18-1	
医薬品	コスモ調剤薬局玉川店	37-1200	川辺字二ノ鳥居 34-1	
	たまかわ薬局	37-1710	小高字中畷 18-7	

(文化財)

資料 1-10-1 文化財

1 玉川村の文化財（無形文化財を除く）

名 称	種 別	所 在 地	備 考	
石造五輪塔	国指定重要文化財	岩法寺字方丈 147	東福寺境内	
須釜東福寺舍利石塔	国指定史跡	南須釜字久保宿 70		
川辺八幡神社本殿	県指定重要文化財	川辺字宮ノ前		
川辺八幡のさかさ杉	県指定天然記念物	川辺字宮ノ前		
東福寺	県指定重要文化財	南須釜字久保宿 70 (東福寺)		
木造薬師如来立像一躯 (附)木造両脇侍像二身区				
十二神将像十二躯				
宮ノ前古墳	県指定史跡	川辺字宮ノ前 416		
首藤家所蔵 石川文書二卷三四通	県指定重要文化財	所有者 大字中字向 79		首藤忠行
巖峯寺開山碑	村指定文化財	岩法寺字蕨岡 15-2		
銅製御正体鏡板一面	村指定有形文化財	南須釜(都々古別神社所蔵)		
都々古別神社御正体懸仏二面一躯	村指定有形文化財	南須釜字八文 138		
弘安供養塔婆(一基)	村指定有形文化財	小高字向久保 64		
巖峯寺観音堂仁王門(一棟)	村指定有形文化財	岩法寺字上竹 112		
巖峯寺観音堂仁王像(二躯)	村指定有形文化財	岩法寺字上竹 112		
巖峯寺観音堂木馬(白一体)	村指定有形文化財	岩法寺字上竹 112		
巖峯寺開山和尚空谷禅師座像(一躯)	村指定有形文化財	岩法寺字竹ノ内 189-2		
芭蕉の句碑		竜崎字滝山		
巖峯寺観音山阿弥陀三尊来迎板碑	村指定有形文化財	岩法寺		
長慶寺阿弥陀三尊来迎板碑	村指定有形文化財	小高		
矢部吉康家所有阿弥陀三尊来迎板碑	村指定有形文化財	川辺		
仁戸内阿弥陀三尊来迎板碑	村指定有形文化財	北須釜		
社号大額	村指定有形文化財	小高字西屋敷		
遷宮棟札	村指定有形文化財	小高字西屋敷		
大寺城跡本丸跡	村指定有形文化財	南須釜字館坂 232		
大般若経六百卷	村指定有形文化財	竜崎字金掘 75		
川辺八幡神社大杉	村指定天然記念物	川辺字宮ノ前 148-1		
東福寺銀杏木	村指定天然記念物	南須釜字久保宿(東福寺境内)		

2 玉川村の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺 跡 名	所 在 地	備 考
1	狸穴遺跡	玉川村大字南須釜字狸穴	
2	滝作遺跡	玉川村大字南須釜字滝作	
3	仁戸内遺跡	玉川村大字北須釜字仁戸内	
4	原作田遺跡	玉川村大字竜崎 字原作田	
5	上代遺跡	玉川村大字竜崎 字上代	
6	百八古墳群	玉川村大字竜崎 字松ヶ作	
7	四斗蒔遺跡	玉川村大字竜崎 字四斗蒔	
8	開山古墳群	玉川村大字中 字下谷地	
9	後作田古墳群	玉川村大字中 字後作田	
10	入山遺跡	玉川村大字中 字入山	
11	向久保遺跡	玉川村大字小高 字向久保	
12	中島遺跡	玉川村大字小高 字中島	
13	江平遺跡	玉川村大字小高 字江平	
14	高原遺跡	玉川村大字小高 字北ノ内	
15	宮前古墳群(A)	玉川村大字川辺 字宮ノ前	
16	宮前古墳群(B)	玉川村大字川辺 字宮ノ前	
17	鬼淵遺跡	玉川村大字蒜生 字鬼淵	
18	堂平遺跡	玉川村大字川辺 字堂平	
19	別当宿遺跡	玉川村大字川辺 字中沖	
20	幕内山遺跡	玉川村大字川辺 字池下	
21	辰巳城遺跡	玉川村大字川辺 字辰巳城	
22	薬師堂遺跡	玉川村大字川辺 字薬師堂	

(その他)

資料 1-11-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

救助の種類		救助の程度、方法及び期間	
収容施設の 供与	避難所	対象・方法	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(2) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法によりするものとする。</p>
		費用種類・限度額	<p>(1) 避難所設置のため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費</p> <p>イ 消耗器材費</p> <p>ウ 建物の使用謝金</p> <p>エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費</p> <p>オ 光熱水費</p> <p>カ 仮設便所等の設置費</p> <p>(2) 避難所設置のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 基本額 避難所設置費：1人1日当たり 320円</p> <p>イ 加算額</p> <p>(ア) 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>(イ) 冬季（10月から翌年3月まで）の場合：別に定める額を加算</p> <p>(3) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>
		期間	<p>避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	対象・方法	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）とする。</p> <p>(2) 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上に供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を建設型仮設住宅として設置できる。</p> <p>(3) 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(4) 建設型仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを行い、これら（以下「借上型仮設住宅」という。）を供与することができる。</p> <p>(5) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。</p>

救助の種類		救助の程度、方法及び期間	
	費用種類・限度額	<p>(1) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。</p> <p>(2) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(3) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>	
	期間	<p>(1) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期間内とする。</p> <p>(2) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(1)と同様の期間とする。</p>	

救助の種類		救助の程度、方法及び期間	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	対象・方法	炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
		費用種類・限度額	(1) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 (2) 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,130円以内とする。
		期間	炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
	飲料水の供給	対象・方法	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
		費用種類・限度額	飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購実入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。
		期間	飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間																																																
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	救助の対象及び方法	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回りの品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p>																																															
	費用種類・限度額	<p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定するものとする。</p> <p>ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 (円)</p> <table border="1" data-bbox="483 936 1339 1187"> <thead> <tr> <th>世帯区分 \ 季別期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季(4月から9月まで)</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>52,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬季(10月から3月まで)</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>54,900</td> <td>64,200</td> <td>80,800</td> <td>11,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="483 1220 1339 1471"> <thead> <tr> <th>世帯区分 \ 季別期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季(4月から9月まで)</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬季(10月から3月まで)</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>						世帯区分 \ 季別期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季(4月から9月まで)	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800	冬季(10月から3月まで)	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100	世帯区分 \ 季別期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季(4月から9月まで)	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	冬季(10月から3月まで)	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
	世帯区分 \ 季別期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																										
夏季(4月から9月まで)	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800																																											
冬季(10月から3月まで)	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100																																											
世帯区分 \ 季別期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																											
夏季(4月から9月まで)	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600																																											
冬季(10月から3月まで)	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500																																											
救助の期間	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。</p>																																																

救助の種類		救助の程度、方法及び期間	
医療及び助産	医療	対象・方法	<p>(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置を行うものとする。</p> <p>(2) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことがあるものとする。</p> <p>(3) 医療は、次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
		費用種類・限度額	<p>医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</p>
		期間	<p>医療を行うことができる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。</p>
	助産	対象・方法	<p>(1) 助産は、災害発生の日の以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 助産は、次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
		費用種類・限度額	<p>助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額とする。</p>
		期間	<p>助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間	
被災者の救出	対象・方法	被災者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行うものとする。
	費用種類・限度額	被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
	期間	災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。
被災住宅の応急修理	対象・方法	住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊し、又は半焼した者であって、自らの資力では応急修理をすることができないもの又は大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であるものに対して行うものとする。
	費用種類・限度額	住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり574,000円以内とする。
	期間	災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部※が設置された場合は6月以内）に完了する。 なお、災害の規模や被災地の実態等によって、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、事態等に即した必要な実施期間の延長について、内閣総理大臣と協議を行うこと。
生業に必要な資金の貸与	対象・方法	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
	費用種類・限度額	(1) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。 ア 生業費：1件当たり 30,000円 イ 就職支度費：1件当たり 15,000円 (2) 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。 ア 貸与期間：2年以内 イ 利子：無利子
	期間	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するように行うものとする。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間	
学用品の給与	対象・方法	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの（以下「高等学校等」という。）の生徒（以下「高等学校等生徒」という。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p>
	費用種類・限度額	<p>(1) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>(ア) 小学校児童及び中学校生徒：教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書をいう。以下同じ。）及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(イ) 高等学校等生徒：教科書及び教科書以外の教材で、知事が高等学校等の授業で使用すると認めたものを給与するための実費</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(ア) 小学校児童：1人当たり 4,400円 (イ) 中学校生徒：1人当たり 4,700円 (ウ) 高等学校等生徒：1人当たり 5,100円</p>
	期間	<p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するように行うものとする。</p>
死体の搜索	対象・方法	<p>死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>
	費用種類・限度額	<p>死体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>
	期間	<p>死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間	
死体の処理	対象・方法	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。</p>
	費用種類・限度額	<p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>
	期間	<p>死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。</p>
埋葬	対象・方法	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>ア 棺（附属品を含む。）</p> <p>イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p>
	費用種類・限度額	<p>埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人210,200円以内、小人168,100円以内とする。</p>
	期間	<p>埋葬することができる期間は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間	
障害物の除去	対象・方法	障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、災害によって居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
	費用種類・限度額	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,100円以内とする。
	期間	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	対象・方法	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。</p> <p>(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 災害にかかった者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分</p>
	費用種類・限度額	応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
	期間	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

[様式等]

(警備活動及び交通規制措置)

資料 2 - 1 - 1 緊急通行車両・規制除外車両事前届出の申請手続き

1 緊急通行車両・規制除外車両事前届出について

大規模災害発生時には、迅速な災害応急対策に必要な交通路を確保するため、一般車両の通行を禁止又は制限する緊急交通路が指定されることがあります。

この緊急交通路を走行出来るのは、緊急通行車両等や規制除外車両のみとなります。

事前届出制度とは、災害発生前に緊急通行車両や規制除外車両として必要な審査を行うものであり、災害発生時の証明書・標章交付の際の手続きを優先的かつ簡略化するものです。

2 緊急通行車両事前届出

緊急通行車両事前届出の対象	次のいずれにも該当する車両 1 防災基本計画等に基づき、災害応急対策を実施するために使用する車両 2 指定行政機関等が保有、若しくは、指定行政機関等との契約等により指定行政機関等の活動に使用される車両、又は他の関係機関等から調達する車両
届出者	災害応急対策の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
届出先	1 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署 2 福島県警察本部交通規制課
必要書類	1 緊急通行車両等事前届出書 2通 2 自動車検査証の写し 3 輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し ※ 指定行政機関等であること又は指定行政機関等との関係が分かるもの

3 規制除外車両事前届出

規制除外車両事前届出の対象	次のいずれかに該当する車両 1 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 2 医薬品、医療機器、医療用資材を輸送する車両 3 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） 4 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
届出者	規制除外に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
届出先	1 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署 2 福島県警察本部交通規制課
必要書類	1 規制除外車両事前届出書 2通 2 自動車検査証の写し 3 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類 ○ 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類 ○ 医薬品、医療機器、医療用資材を輸送する車両 使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類 ○ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） 車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの） ○ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

問い合わせ先

福島市旭町7-21

福島県警察本部交通部交通規制課

024-522-2151（内線763-241）

様式第1号（第4関係）

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 福島県公安委員会 届出者住所 (電話) () 局 番 氏名		災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 福島県公安委員会 印
番号標に表示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の受付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、福島県公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 (電話) () 局 番	
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

備考 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第6号（第5関係）

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 福島県公安委員会 年 月 日 届出者住所 (電話) () 局 番 氏名		第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 福島県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の受付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、福島県公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者			住所 (電話) () 局 番
			氏名
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

(災害情報の収集伝達)

資料 2-2-1 被害状況報告書

1 一般被害状況

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告													
災害の種類													
災害発生場所		玉川村大字											
災害の発生日		年		月		日		午前・午後 時 分					
報告の時限		月		日		時現在		報告時間 月 日 時 分					
発 信 者					発 信 者								
発 信 担 当 者					受 信 担 当 者								
罹災総数・人的損害	戸数(棟)		(棟)		戸		被 害	一部破損		戸数(棟)		戸	
	世帯数				世帯			一部破損		世帯数		世帯	
	人員				人			一部破損		人員		人	
	死者				人		被 害	床上浸水		戸数(棟)		戸	
	行方不明				人			床上浸水		世帯数		世帯	
	負傷	重傷				人		床上浸水		人員		人	
軽傷				人		被 害	床下浸水		戸数(棟)		戸		
住 家	全壊焼		戸数(棟)		戸		床下浸水		世帯数		世帯		
	全壊焼		世帯数		世帯		非住家被害		人員		人		
	人員				人		非住家被害		全壊(焼)		棟		
家	半壊焼		戸数(棟)		戸		非住家被害		半壊(焼)		棟		
	半壊焼		世帯数		世帯		被害総額				千円		
	人員				人		消防団出動人員				人		
応急措置状況・その他													

2 公衆衛生関係

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書				
災 害 の 種 類				
災 害 発 生 場 所		玉川村大字		
災 害 の 発 生 月 日		年	月	日 午前・午後 時 分
報 告 の 期 限		月	日 時現在	報 告 時 間 月 日 時 分
発 信 者				発 信 者
発 信 担 当 者				受 信 担 当 者
被 害 戸 数	全 壊	戸		
	半 壊	戸		
	床 上 浸 水	戸		
	床 下 浸 水	戸		
罹 災 人 口		人		
赤 痢 患 者 発 生 数	真 性	人		
	疑 似	人		
	保 菌	人		
	死 者	人		
区 分	単 位	数 量	被 害 者	
公 衆 衛 生 施 設	上 水 道			千円
	集 落 排 水 施 設			
	計			
応 急 措 置 状 況 ・ そ の 他				

3 農林水産関係

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書									
災 害 の 種 類									
災 害 発 生 場 所		玉川村大字							
災 害 発 生 月 日		年		月		日		午前・午後 時 分	
報 告 の 期 限		月		日		時現在		報告時間 月 日 時 分	
発 信 者						発信者			
発 信 担 当 者						受信担当者			
区 分		件 数		数 量			被 害 額		
農 地	田	流失埋没					千円		
		冠 水							
	畑	流失埋没							
		冠 水							
	再 掲	果 樹 園							
		桑 園							
計									
区 分		流失埋没	土砂流入	冠水	浸水	その他	計 (ha)	被害額 (千円)	
農 作 物 等	主 要 農 作 物								
	そ 菜 類								
	果 樹								
	葉 た ば こ								
	計								
区 分		件 数		数 量			被 害 額 (千円)		
家 畜 関 係									
	小 計								
林 業 関 係	林 道								
	林 産 物								
	林業施設								
	小 計								
治 山 関 係	崩 壊								
	地 滑 り								
	治山施設								
	小 計								
農 業 用 施 設 関 係	た め 池								
	頭 首 工								
	水 路								
	堤 と う								
	道 路								
	橋 梁								
	揚 水 機								
	小 計								
応急措置状況 そ の 他									

4 商工関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書						
災害の種類						
災害の発生場所		玉川村大字				
災害の発生日		年	月	日	午前・午後	時 分
報告の期限		月	日	時現在	報告時間	月 日 時 分
発信者					発信者	
発信担当者					受信担当者	
	区分	件数			被害額(千円)	
ア	工業					
イ	商業					
ウ						
エ	計					
その他 応急措置状況						

5 土木関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書						
被害の種類						
被害の発生場所		玉川村大字				
被害の発生日		年	月	日	午前・午後	時 分
報告の期限		月	日	時現在	報告時間	月 日 時 分
発信者					発信者	
発信担当者					受信担当者	
区分		県工事分		村工事分		計
		箇所	被害額	箇所	被害額	箇所
ア	道路					
イ	河川					
ウ	橋梁					
エ	砂防					
オ						
カ						
キ						
ク						
ケ	計					
その他 応急措置状況						

6 教育関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書				
被害の種類				
被害の発生場所	玉川村大字			
被害の発生日	年	月	日	午前・午後 時 分
報告の期限	月	日	時現在	報告時間 月 日 時 分
発信者			発信者	
発信担当者			受信担当者	
	区分	単位	数量	被害額(千円)
ア	中学校			
イ	小学校			
ウ	幼稚園			
エ	小計			
オ	社会教育施設			
カ	文化財			
キ				
ク				
ケ	計			
その他 応急措置状況				

7 その他

[概況・中間・確定]

被害状況報告書				
被害の種類				
被害の発生場所	玉川村大字			
被害の発生日	年	月	日	午前・午後 時 分
報告の期限	月	日	時現在	報告時間 月 日 時 分
発信者			発信者	
発信担当者			受信担当者	
	区分	単位	数量	被害額(千円)
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
その他 応急措置状況				

資料 2-2-2 被害状況報告書（福島県）

1 被害状況即報・災害確定報告(1/2) 福島県

[概況・中間・確定]

災 害 名		被 害 状 況		
			被 害	被害地区・被害形態等
即 報 (第 1 報)	人 的 被 害	死 者	人	
月 日 時 分現在		行 方 不 明 者	人	
確 定	負 傷 者	重 傷	人	
月 日 時 分現在		軽 傷	人	
報 告 時 間	住 家 被 害	全 壊	棟	
月 日 時 分現在			世帯	
管 内 名			人	
報 告 者 名		半 壊	棟	
災 害 対 策 本 部			世帯	
設置 月 日 時 分			人	
解 散 月 日 時 分	一 部 破 損	棟		
水 防 本 部		世帯		
設置 月 日 時 分		人		
解 散 月 日 時 分	床 上 浸 水	棟		
消 防 職 員 出 動 延 人 数		世帯		
人		人		
消 防 団 出 動 延 人 数	非 住 家	公 共 建 物	棟	
人		そ の 他	棟	
	そ の 他			

特 記 事 項 (被 害 状 況 の 詳 細 等)

2 被害状況即報・災害確定報告(2/2)福島県

避難勧告・避難指示等					
時間帯	避難	世帯数	人	地区名	勧告・指示理由、避難場所等
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				

※「避難勧告」の場合は①を、「避難指示」の場合は②を入力すること。

特記事項（被害状況の詳細等）

資料 2 - 2 - 3 被害状況報告記入要領

被害区分		記入要領
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害※	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

被害区分		記入要領	
非住家被害	非住家被害	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		

被害区分		記入要領
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額		災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。 なお、「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

（資料：災害報告取扱要領（令和 3 年 5 月改正）から作成）

※参考：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付府政防 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による被災者生活再建支援金の

支給対象となる被災世帯の範囲

被害の程度	住家の被害認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

(資料：災害に係る住家の被害認定基準運用指針令和 3 年 3 月内閣府 (防災担当) から作成)

(避難)

資料 2-3-1 避難状況調

避難指示					避難			備考
月日時	地区名	世帯数	人員	避難予定場所	世帯数	人員	避難時間	
9:10 13:05	〇〇	15	73	〇〇公民館	14	70	9:10 14:00~ 17:00	自動車

資料 2-3-2 避難所収容者名簿

住所	世帯主	世帯人員	避難所収容期間						
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日

資料 2-3-3 避難所収容台帳

責任者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品 名	数 量		
印	9.10	50 人	ローソク	50 本	9.10 05:00〇〇公民館 とし〇〇が責任者とな る	
計	(5)					

注1 「収容人員」欄は、当日の最多収容人員を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。

2 物品の使用状況は開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

資料 2-3-4 避難所用品物品受払簿

品名	月日	受入(購入)				受入(購入) 払出し先	払出し 数 量	残数 量	備 考
		単位	単価	数量	金額				
ローソク	9.10	本	200	50	1万	〇〇商店 〇〇公民館	50	0	

資料 2-3-5 避難所設置及び収容状況

避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
〇〇公民館	〇〇		月日から 月日まで	人	〇日間		
〇〇避難所	〇〇		月日から 月日まで	人	〇日間		天幕利用
計			月日から 月日まで				
			月日から 月日まで				

注1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合に区分すること。

2 「計」欄には、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

資料 2-3-6 避難所開設用施設及び器物借用簿

名 称	品名(施設)	数量	期間	一日当借上費	金額	所有者(管理者)名
〇〇避難所						

(救助・救急)

資料 2-4-1 罹災者救出状況記録簿及び修繕簿

年月日	救出 地区	救出 人員	救出用機械器具			修 繕				備 考
			名称		金額					

注 1 救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合のみ借上費を「金額」欄に言己入する。

2 修繕の故障の概要は、故障の原因及び主な破損箇所を記入する。

資料 2-4-2 罹災者救出用機械器具修繕簿

年月日	救出 地区	救出 人員	救 出 用 機 械 器 具			修 繕				備 考
			名称		金額					

注 1 救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合のみ借上費を「金額」欄に記入する。

2 修繕の故障の概要は、故障の原因及び主な破損箇所を記入する。

資料 2-4-3 罹災者救出用機械器具燃料受払簿

品名	年月日	購入先・払出先	受			払数量	残数量	備 考
			数量	単価	金額			

資料 2-4-4 救出用車両調達調書

品 名	数 量	調 達 先			
		名称(責任者)	所 在 地	電 話	備 考

(医療(助産)救護)

資料2-5-1 救護班編成及び活動記録簿

年月日	市町村名	診察患者数	死体検 実 数	班の編成	班長職 氏 名	備考
○月○日から ○日間 ○月○日まで	玉川村	内 科 ○ 外 科 ○	○	医師 ○ 薬剤師○ 看護婦○ その他○	○○病院 (医師氏名)	
○月○日から ○日間 ○月○日まで	玉川村	内 科 ○ 外 科 ○	○	医師 ○ 薬剤師○ 看護婦○ その他○	○○病院 (医師氏名)	

注1 「診察患者数」欄は延べ人員数を記入する。

2 「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。

3 助産を実施した場合も記入すること。

4 死体の処理を実施した場合も記入する。

資料2-5-2 救護班出動編成表

○○救護班

班 長			期 日	自	月	日	時	分
				至	月	日	時	分
班 員			場 所					
			摘 要					

資料 2-5-3 救護班診療記録簿

〇〇 救 護 班
 班長医師 氏 名 ㊞

年月日	市町村名	患者氏名	年齢	病 名	処置概要	備 考

資料 2-5-4 救護班医薬品衛生材料使用簿

〇〇 救 護 班
 班長医師 氏 名 ㊞

医療品衛生材料品名	単位 故障	単 価	摘 要	受	払	残	備 考
		円					
							計 000,000 (残品返納)

- 注 1 本籍は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。
 2 「摘要」欄に受入先を記入すること。
 3 「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入しておくこと。

資料 2-5-5 医薬品衛生材料受払簿

単位
 品名 包帯 平方米
 呼称

年月日	摘要	受	払	残	備考
〇年〇月〇日	〇〇薬品(株)	〇〇			単価〇〇,〇〇〇円
	〇〇病院救護班		〇	〇	
〇年〇月〇日	〇〇病院救護班		〇	〇	
	計	〇 (〇〇〇円)	〇 (〇〇〇円)		

- 注 1 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

資料 2-5-6 病院診療所医療実施状況

市町村名	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬点数	金額	備考
			入院	退院			
〇〇村	〇〇病院	00.00 〇〇日間	〇	〇 -	00,000	00,000	健保
〇〇村	〇〇病院	00.00 〇〇日間	〇	〇 -	00,000	00,000	国保
計		00.00 〇〇日間	〇	〇 -	00,000	00,000	

注1 「診療人員」欄は、延べ人員数を記入すること。

資料 2-5-7 助産台帳

分娩者			分娩の 日時 場所	助産機関名	期間	金額	備考
住所	氏名	年齢					

(防疫及び保健衛生)

資料 2-6-1 被害状況報告書

受信者氏名		受信日時	月 日 時 分
送信者名		所属課名	

発生年月日	年 月 日	月 日 時現在の状況	災害の原因	
-------	-------	------------	-------	--

地区名	全戸数	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	計	被害者	鼠族昆虫駆除の要否地の指定の要否	代施行の必要の有無	発生患者数				備考
											患者	疑似	保菌者	死者	

資料 2-6-2 地区別被害調査票

地区(字)名	総個数	被害戸数						被害率	り災人口	
		流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	換算被害戸数			
計										

資料 2-6-3 防疫活動状況報告書

報告機関名

資料 防疫活動状況報告書

約束 番号	区 分		当日		累計		当日		累計		週間累計	
	月	日										計
1	赤 痢 生 者 数	赤 痢 生 者 数	真 症									
擬 似												
保 菌 者												
死 者												
2	前 年 同 期 者 数	前 年 同 期 者 数	真 症									
擬 似												
保 菌 者												
死 者												
3	市町村回数 (応援を除く) 防疫活動をしている											
4	保健所数 (応援を含む) 防疫活動をしている											
5	の防疫活動従事者 職員 (雇用職員を含む)											
6	の防疫活動従事者 本庁職員 (雇用職員を含む)											
7	清潔方法を行った戸数											
8	消毒方法を行った戸数											
9	鼠族昆虫駆除を行った戸数											
10	水の供給を受けた人員 伝染病予防方法による家庭用											
11	供給を受けた人員 災害救助法による飲料水の											
12	検病調査人員											
13	細菌検査実施件数											
14	集団避難所数											
15	集団避難所収容人員											
16	備 考											

資料 2-6-4 ねずみ族・昆虫等の駆除申請手続き

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

市町村長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条 2 の区域指定の申請について

月 日災害により、次のとおり災害が発生し、伝染病流行のおそれがあるので感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条 2 の規定に基づいて、そ族昆虫駆除の区域として指定されるよう申請する。

- 1 災害発生日時
- 2 災害の種類
 - 1 原因
 - 2 経過
- 3 被害の概況
- 4 そ族昆虫駆除の開始及び終了予定年月日
- 5 そ族昆虫駆除実施予定地域

昆虫駆除薬剤所要量の算出方法

薬 剤 の 種 類	薬 剤 量 算 出 方 法
オルソジクロールベンゾール剤 (オルソジクロールベンゾールベ ンの含有量50%以上)	(便池) 指定地域内の罹災戸数×1 (1 当たり使用量は 50 倍液にして 3) ×3/5

※ なお詳細は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 71 号）の第 12 条の 2 項を参照のこと。

資料 2-6-5 災害防疫業務完了報告書

- 1 災害発生年月日
- 2 災害の原因
- 3 被害の概要
- 4 市町村のとした措置の概要
 - (1) 災害防疫本部の活動
 - (2) 災害援助活動
 - (イ) 医療救護
 - (ロ) 給水作業
 - (3) 災害防疫活動
 - (イ) 予防宣伝
 - (ロ) 調査指導
 - (ハ) 検病調査
 - (二) 患者処理
 - (ホ) 飲料水の確保及び井戸の消毒
 - (ヘ) 家屋の消毒及び消毒薬の使用方法
 - (ト) そ族昆虫駆除の実施方法
 - (チ) 避難所の防疫指導
 - (リ) し尿処理の指導
 - (ヌ) 泥土、たい積物の処理及び清潔方法
 - (ル) その他
- 5 伝染病の発生状況
- 6 予防接種
- 7 伝染病院隔離病舎の被害状況
- 8 予算の概算

資料 2-6-6 災害防疫調査指導票

年月日 平成 年 月 日
実施者

- (1) 市町村名
総戸数（世帯） 戸 総人口 人
- (2) 被害の状況（図は別記に略記すること）
床上浸水 戸 床下浸水 戸 その他 戸
人 口 人
罹 災 率 ————— = %
- (3) 傷病者及び医療救護班の要否
- (4) 炊き出し及び集団避難
- (5) 使用水及び給水班の要否
- (6) 伝染病発生状況
- (7) 薬品・器材
- (8) 市町村の能力と動員体制
- (9) 昆虫駆除の地域指定と代執行の必要
- (10) 防疫計画
- | | | | | |
|---------|-----|---|-----|----|
| ① 検病調査班 | 月 日 | ～ | 月 日 | 個班 |
| ② 消毒班 | 月 日 | ～ | 月 日 | 個班 |
| ③ 昆虫防除 | 月 日 | ～ | 月 日 | 個班 |

(救援物資の配分等)

資料 2-7-1 飲料水供給記録簿

供給年月日	供給地区	供給 水量	対象人員	給水用機械器具		所 有 者 (管理者)氏名	金 額	備 考
				名称	数量			

注 1 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差し支えない。

- 2 給水用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借上額を記入すること。

資料 2-7-2 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

品 名	単位呼称					
年月日	摘 要		受	払	残	備 考

注 1 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出しを記入すること。

- 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

- 3 最終行欄に、受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておく。

資料 2-7-3 給水用機械器具修繕簿

給水用機械 器具の名称	所有者(管理者) 氏 名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

注 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

資料 2-7-4 炊き出し給与簿

玉川村〇〇炊き出し場
責任者 氏 名 ㊞

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年 月 日	区分				
	朝				
	昼				
	夜				
	朝				
	昼				
計					

注1 炊き出しを実施した直接の責任者ごとに作成すること。

- 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊き出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。
- 「給食内容」の欄は献立「にぎり飯、つけもの、乾パン、牛乳」等と記入すること。

資料 2-7-5 食糧現品給与簿

給与 年月日	給与 人数	食数	食料			住 所	世帯主 氏 名	家族数	避難先 市町村名	備考
			米	乾パン	罐詰					
	人	食	k	ケ	人					

資料 2-7-6 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

品名	月日	受入(購入)				摘要(受入(購 入)払出し先)	払出し 数量	残数量	備考
		単位	単価	金額	数量				

資料 2-7-7 炊き出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者 (管理者) 氏名	使用炊出所の名称	備考

注1 「期間」欄は「〇月〇日から〇月〇日まで〇日間」と記入すること。

資料 2-7-8 救助物資受払簿

品名	月日	受入数量	購入の受入先、払出先	支払数量	残数

資料 2-7-9 救助物資引継書

輸送責任者職氏名 ㊞
 受領責任者職氏名 ㊞

救助用の物資を次のとおり引き継ぎました。

記

- 1 引継月日
- 2 引継場所
- 3 品目数量次のとおり

車両番号 号

品目	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由、その他

資料 2-7-10 世帯構成員別被害状況調

世帯構成員別 被害者	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上	計	小学校	中学校
	世帯	世帯												
全壊(焼)														
流出														
半壊														
床下浸水														

注 全壊(焼)、流失及び半壊(焼)、床下浸水別、大人、小人、及び男女別%を報告のこと。

資料 2-7-11 救助物資購入(配分)計画表

種別 品名	1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人		9人		10人		計		
	数量	世帯数	数量	世帯数	数量	世帯数																	

注1 本表は全焼等と半焼等に分けて作成すること。

2 各世帯区分の数量×世帯数はそれぞれの品名の所要数となる。

(応急仮設住宅及び住宅応急修理)

資料 2-8-1 応急仮設住宅入居該当者調

番号	罹災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	摘要
					人員数	同上中稼働力者		
							上・中・下保護世帯	
							上・中・下保護世帯	
							上・中・下保護世帯	
							上・中・下保護世帯	

資料 2-8-2 応急仮設住宅該当対象者選定調書

罹災台帳番号									
地区名		対象者		住所		氏名			
調査員調査事項		資産状況		動産 不動産		職業			
		罹災の概要				家族の概要			
町(地区)総代意見									
民生委員意見									
調査員総合意見									
要施行		有・無		調査員		⑩			

資料 2-8-3 応急仮設住宅修理記録簿

住所	世帯主 氏名	職業	家族数	修理箇所 概要	修理着工 年月日	修理完了 年月日	修理費 円	備考

資料 2-8-4 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設 住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要

- 注 1 本台帳は、市町村別とする。
 2 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に対する番号とし、なお、参考として、設置箇所を明らかにした簡単な図面を市町村別に作成し、添付しておくこと。
 3 「住所」欄は、罹災前の住所を記入すること。
 4 「家族数」は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと。
 6 「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。(例えば、「平成〇年〇月公営住宅に入る現在空室」または、「平成〇年〇月増築許可」等)

資料 2-8-5 応急住宅修理該当者調

番号	罹災 台帳 番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程 度	被害 程度	修理予 定箇所	備考
					人員数	家族人 員中稼 働力者				

注 被害度は、計画樹立に参考となるような事項を記載すること。

資料 2-8-6 応急住宅修理施工対象者選定調書

罹災台帳 番 号								
地 区 名		対象者		住所		氏名		
調 査 員 調 査 事 項	資産状況	動産・不動産		職 業				
	罹災の概要			家族の概要				
村（地区） 総 代 意 見								
民 生 委 員 意 見								
調 査 員 総 合 意 見								
要施行	有・無	調査員						⑩

(遺体の搜索、処理等)

資料 2-9-1 遺体搜索状況記録簿

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者)氏名		

注 搜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず、記入するものとし、有償による場合のみその借上費を金額欄に記入すること。

資料 2-9-2 遺体搜索用機械器具燃料受払簿

品名	単位	呼称	リットル				
年月日	摘要		受	払	残	備考	

注 1 「摘要」欄に購入先、または受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

資料 2-9-3 遺体搜索用機械器具修繕簿

機械器具の名称	所有者(管理者)の氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

注 「故障の概要」欄は故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

資料 2-9-4 遺体処理台帳

死年月日	死亡原因	遺体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の措置費			遺体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年齢	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		

資料 2-9-5 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費			備考
			住所氏名	年齢	死亡者との関係	住所氏名	棺附属品を含む	埋葬又は火葬料	計	

注 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 2 市町村長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにしておくこと。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

(障害物除去)

資料 2-10-1 障害物除去該当者調

番号	罹災台帳番号	氏名	職業	住所	人員数	左の内稼働力者	生産程度	被害程度	障害物除去予定箇所	備考	実施有無
						上・中 被保護					

資料 2-10-2 障害物除去該当者選考調書

工区名		地区名		対象者	住所	罹災台帳番号		氏名
調査員調査事項	資産状況			動産 不動産	職業			
	罹災の概要			家庭の概要				
区長意見								
民生委員意見								
調査総合、意見								
要施行 有 無		調査員					印	

資料 2-10-3 障害物除去の実施状況記録簿

住家被害程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき状態の概要	除去に要した期間	金額 円	備考

(文教関係)

資料2-11-1 被災教科書調及び教科書学用品交付簿

罹災番号 台帳号	児童氏名	中・小別	学年	保護者 (世帯主)	受領印	教科書						学用品				

注 本表は学年別に分けて作成すること。

資料2-11-2 学用品購入(配分)計画書

品名	小中学		小学校			中学校			合計		備考
	区分	単価	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	金額	

資料2-11-3 学用品受払簿

品名	月日	受領数量	適用	払出数量	残

資料 2-11-4 教科書購入（配分）計画書

教科	教科書名	学年			1 年			2 年			3 年			合計		備考
		区分	児童数	単価	金額	児童数	単価	金額	児童数	単価	金額	児童数	金額			

(水防関係)

資料 2-12-1 公用負担権限証明書

第 号
公用負担権限証明書
玉川村消防団
○ ○ ○ ○

上記の者○○○区域における水防法第
28 条第 1 項の権限行使を委任することを
証明する。
平成 年 月 日

玉川村長 ⑥

水防法

第 28 条 水防のため緊急の必要があると
きは、水防管理者、水防団長又は消防機
関の長は、水防の現場において、必要な
土地を一時使用し、土石、竹木その他の
資材を使用し、若しくは収用し、車両そ
の他の運搬用機器若しくは排水用機器を
使用し、又は工作物その他の障害物を処
分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損
失を受けた者に対し、時価によりその損
失を補償しなければならない。

資料 2-11-2 公用負担命令票

第 号

公 用 負 担 命 令 票

1 目的物 種類 ○ ○ ○ 数量 ○ ○ ○

2 負担内容 使用、収用、処分

平成 年 月 日

様

玉川村長 氏 名 ⑥

事務取扱者 氏 名 ⑥

(自衛隊災害派遣)

資料 2-12-1 自衛隊の災害派遣要請 (依頼)

		第	号
		年 月	日
福島県知事	様		
		玉川村長	印
自衛隊の災害派遣要請について (依頼)			
このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。			
記			
1 災害の情况及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 派遣希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

資料 2-12-2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請（依頼）

						第	号		
						年	月	日	
福島県知事		様							
						玉川村長		印	
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）									
		年	月	日	付第		号	で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。	
記									
1	撤収日時		年		月		日	時	分
2	撤収理由								
3	その他必要事項								